

## 普天間米軍基地爆音訴訟控訴審判決に対する総会決議

福岡高等裁判所那覇支部は、7月29日、普天間米軍基地爆音訴訟において、国に対して原告396名全員への損害賠償を命ずる一方で、米軍機の飛行差止請求を棄却する判決を下した。

本判決は、「航空機騒音に低周波音が含まれることにより、精神的苦痛が増大」「(国は米軍に対して)平成8年規制措置(日米合同委員会の騒音規制協定)を遵守させ、これを実効あるものにするための適切な措置をとっていない。そのため、平成8年規制措置は、事実上、形骸化している」等と、一審の那覇地方裁判所沖縄支部での判決よりも、普天間基地爆音の違法性を踏み込んで認定し、米軍と政府を断罪した点に重要な意義がある。

しかしながら、原告がもっとも求めてきた飛行差止については、従来の「第三者行為論」を適用して退けたことは極めて不当である。

そもそも普天間基地は、沖縄戦のさなか米軍が、先祖伝来の土地に暮らしてきた住民を収容所に追い立て、集落まるごとを不法に強奪して建設された米軍基地である。そして本判決も指摘しているように「基地と住宅など民間の施設とが極めて近接して存在しており、そのため、普天間飛行場は『世界一危険な飛行場』であり、2004年8月には普天間基地と隣接する沖縄国際大学に米軍大型ヘリCH-46が墜落する事件まで発生した。不法な建設経緯、違法な運用実態、これらの事実をふまれば、裁判所は人権救済の砦として、「第三者行為論」援用を退け、米軍機の飛行差止に向けた踏み込んだ、判断をすべきであった。原告は、現在もそしてこれからも、基地の爆音と墜落の恐怖にさらされる人権侵害を受け続けるのである。

1996年のSACO合意によって日米両政府が普天間基地返還を合意してから、すでに14年を経過しようとしているが、普天間基地の閉鎖・返還はいまだに実現のめどがたっていない。これは、大多数の沖縄県民が基地のたらい回しによる被害のおしつけに反対しているにも関わらず県内移設に固執してきた歴代政権にすべての責任があるものである。

そして今、普天間基地の「県外・国外移設」を主張していた鳩山前首相が最終的に沖縄の民意を裏切り、辺野古移設を表明して辞任した。これを受けた後任の菅首相は、辺野古移設を明記した「5・28日米共同声明を踏襲する」として、県内移設を強行しようとしている。これは、許し難い暴挙といわねばならない。普天間問題によって崩壊した鳩山前首相から、政権を引き継いだ菅首相の最重要課題は普天間基地の閉鎖・返還であることを正面から認識すべきである。

普天間基地による被害が極めて甚大であることは、本判決でも認定されているとおりであり、政府は、この判断を真摯に受け止め、県内移設を断念し、普天間基地の即時閉鎖・返還を実現しなければならない。

私たちは、本判決を受け、改めて日米両政府に対して、何よりも、普天間周辺住民に対する甚大な人権侵害を根絶するために、普天間基地を即時閉鎖・返還することを断固として求める。そして同時に、新たに基地爆音訴訟を提訴した岩国、小松をはじめとする全国各地の基地爆音訴訟において住民が訴え続けてきている飛行差止について、政府の米軍基地提供の責任において早期に解決する道筋をつけるよう強く求めるものである。

2010年7月30日

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第2回総会  
(沖縄・宜野湾市ジュピランス)

【全国基地爆音訴訟原告団連絡会】 新嘉手納基地爆音訴訟団、普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団、小松基地爆音訴訟連絡会、横田基地飛行差し止め訴訟団、岩国基地爆音訴訟準備会、「横田基地等の公害対策」を進める準備会、第4次厚木基地爆音訴訟原告団